

第12回総会 議事録

開催日時 令和3年6月30日(水曜日) 午後1時32分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

13番 服部 雅基

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博

(出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第3号 農用地利用集積計画案審議について

議案外

報告第1号 買受適格証明後の農地法第3条第1項の規定による許可申請にかかる許可決定について

報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消届について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

その他

令和3年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について

小松島市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正案について

農地等利用最適化の推進施策等に関する意見書案について

開会開始時間 午後1時32分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第12回総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、3番 錦野 委員 と 15番 船越 委員をご指名いたします。
よろしくお願いいたします。
なお、13番 服部 委員より欠席の届出がありました。
在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、4 件、 5 筆です。

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番は、あっせんによる所有権移転の申請です。
申請地は、田 1 筆、面積 1, 638㎡です。

この案件につきましては、3月の総会で 小松 委員と 徳山 委員に幹旋委員となっていただきまして
お願いをしていた案件で、担当推進委員さんが隣地を所有する譲渡人に売買を打診した結果、金額面等で
譲受人と折り合いが付き、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許
可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても
問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、
農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
担当の服部委員は本日欠席ということを知っていますが、委員さんからは、この件について特に問題は
ないということで伺っております。
以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、労力不足による所有権移転の申請です。

申請地は、田 1 筆、面積 147㎡です。

この申請地については、先ほどの整理番号1番の申請地の隣接地であり、整理番号1番と登記上は分かれており、所有者も違いますが、現況は2筆で1枚の田んぼとなっております。

先ほどの整理番号1番のあっせんの件で交渉時に、購入してほしいと所有者から頼まれて、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったということで、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

担当の服部委員は本日欠席ということを知っていますが、委員さんからは、この件について特に問題はないということで伺っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

整理番号3番の審議に移りますが、整理番号3番は川瀬委員に関連する議案でありますので、審議の結果が出るまで退室をお願いしたいと思います。

※ 退室（事務局誘導）

議長

それでは引き続き、事務局は、整理番号3番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号3番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。
申請地は、田 1 筆、面積 472㎡です。

譲渡人の所有する隣の農地を所有している譲受人は、この申請地を取得すれば広く長方形となり、耕作もしやすくなると考え、譲渡人に売買を打診したところ、了承を得て、農地所有適格法人である譲受人に農地を譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上です。

議長

担当の 船越 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。
譲渡人と譲受人の農地は隣接しており、事務局が言ったように、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。
ただいま原案どおり可決いたしましたので、川瀬委員に入室していただきたいと思います。

※ 入室（事務局誘導）

議長

川瀬委員にお伝えいたします。
整理番号3番については、原案どおり可決いたしましたので、よろしくお願いいたします。
引き続き、事務局は、整理番号4番、整理番号5番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号 4番、5番は、共有物分割の和解 による所有権移転の申請です。
申請地は、田 2 筆、面積はそれぞれ1, 250㎡、369㎡です。

5月27日に、譲渡人、譲受人双方において当事者間で和解が成立し、この和解の成立により、和解調書に、「被告は原告に対し、令和3年5月30日限り、本件各土地の共有持ち分（360分の12）について、小松島市農業委員会に対し、共有物分割を原因とする農地法第3条の規定による許可申請手続をする。」と、条件として農地法第3条許可の申請が記載されているため、このたび、本申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、申請地については、令和2年6月29日開催の第36回総会において、所有権移転を事由とする農地法第3条許可申請が提出され、可決されておりました。

今回申請の譲渡人以外の15名については、すでに所有権移転が完了しておりますが、譲渡人の持ち分についてののみ、和解の成立を事由とした再申請となったことから、このあと議案外の報告第2号で詳細についてはご報告させていただきますが、譲渡人の持ち分について許可の取消届が提出され、事務局長の専決処分により、受理されていることを申し添えます。
以上です。

議長

この件に関しては、私が担当でありますので、説明させていただきます。
この2件に関しては、譲渡人と譲受人双方で和解が成立しておりますので、3条許可申請は、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。
以上です。

議長

それでは、整理番号4番、5番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号4番、整理番号5番については、原案どおり可決と認めます。
以上で、議案第1号を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は2件、4筆です。

議長

事務局は、整理番号1番から3番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番から3番の申請内容についてご説明いたします。

転用目的は、露天駐車場でございます。この案件につきましては、令和2年10月29日開催の第4回総会において、農地法第5条許可申請の一時転用申請が提出されており、許可されていた案件でございます。この一時転用許可については、農地復元報告書（一時転用完了報告書）が提出されまして、一時転用が完了していることを現地確認しております。

賃借人は、現在、〇〇町において業務を営んでおります。このたび主たる事務所の老朽化に伴い、事務所を移転いたしました。この新しい事務所に必要な駐車場が不足しておりますので、整理番号1番から3番の所有者である賃貸人をお願いいたしましたところ、賃貸借の同意が得られたとのことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内にある農業振興地域内の農地ですが、本年5月14日に農振除外済みです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇〇の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、一時転用申請時に令和2年10月5日付けで〇〇〇土地改良区の意見書、雨水排水承諾書が添付されており、これら承諾書をすでに交付済みであるとの、同改良区の確認書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地の前面道路との高低差である約20cmについてクラッシャーを敷布しますが、土砂の流出には細心の注意を払います。また、雨水等の排水につきましては、地下浸透させるため、隣接地等に被害はないものと思われま。なお、万が一被害が生じた場合には転用者が責任を持って解決するとのことでございます。

以上のことから、整理番号1番から3番については、許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の 一柳 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

1番 一柳委員

先ほどご説明がありましたとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から3番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番から3番については、原案どおり可決相当と認めます。引き続き、事務局は整理番号4番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号4番の申請内容についてご説明いたします。

転用目的は、専用住宅でございます。

使用借人は、現在、市内にて賃貸アパートに居住しておりますが、家族が増え手狭となったため、かねてより持ち家を建築したいと希望しておりました。申請地の1キロ圏内には、学校やスーパー等の商業施設もあり、また、国道55号まで500メートルと交通の便もよいことから、新たに土地を購入するよりは使用貸人である父親が所有する申請地が、分家の土地として適当であり、使用貸人からも同意を得られたとのことから、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、本年5月14日に農振除外済みです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇〇支店の融資証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇〇土地改良区の意見書、専用住宅建築に伴う排水処理に対する承諾書と、〇〇町協議会の雨水、汚水、雑排水を排水することに同意する旨の同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、既存コンクリート壁と新設するコンクリート擁壁の施工により土砂の流出等はありません。雑排水、汚水については浄化槽を介して隣接する水路に放流します。なお万が一、問題が生じた場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでございます。

以上のことから、整理番号4番は許可やむを得ないと考えます。以上です。

議長

担当の 廣田 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 廣田委員

担当の廣田です。現地確認をしましたが、特に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号4番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第3号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、14 件、35 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

なお、所有権移転（総括表）につきましては、9ページに掲載されておりますので、あわせて確認をお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 買受適格証明後の農地法第3条第1項の規定による許可申請にかかる許可決定について

報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消届について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 1 号『買受適格証明後の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請にかかる許可決定について』

届出件数 1 件、2 筆です。

整理番号 1 番、整理番号 2 番につきましては、令和 3 年 4 月 28 日開催の第 10 回総会の議案第 3 号にて、競売に係る買受適格証明の交付の審議に併せて、落札後、特に状況に変わりがなければ、改めて総会で議決することなく、3 条が許可されるということをご承認いただいております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しており、買受適格証明の交付時の状況と変更がないことを確認しましたので、3 条を許可したことをご報告いたします。

事務局（次長）

議案書の 11 ページをお開きください。

報告第 2 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消届について』

届出件数 1 件、2 筆です。

整理番号 1 番、整理番号 2 番につきましては、令和 2 年 6 月 29 日開催の第 36 回総会において、所有権移転を事由として農地法第 3 条第 1 項の規定により許可されていた案件の取消です。

令和 3 年 6 月 9 日付けで農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取下願が提出されました。

この提出は、裁判の結果、和解が成立したことによるもので、先ほどご説明いたしました議案第 1 号の整理番号 4 番、5 番の関連の案件となります。

今回申請の譲渡人以外の 15 名については、すでに所有権移転が完了していることから、裁判の結果を受け、譲渡人の持ち分についてのみ取消することが妥当であると判断。このたび令和 3 年 6 月 9 日付け取消届を受理し、6 月 14 日付第 1 号で取消に係る確認書を通知いたしました。

なお、和解の成立を事由とした農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書があわせて提出されており、先ほどの議案第 1 号の審議により可決とされておりますことを申し添えます。

事務局（次長）

議案書の 12 ページをお開きください。

報告第 3 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について』

届出件数 1 件、1 筆です。

整理番号 1 番は田 1 筆の面積 33 m²で、庭としての届出となります。

既に現況が庭の一部として利用されていることから、始末書が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の13ページをお開きください。

報告第4号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数3件、4筆です。

整理番号1番は畑1筆の面積195㎡で、資材置場、事務所、駐車場として、売買での5条届出となります。なお、現況がすでに造成されていることから、始末書が添付されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

次に、整理番号2番、3番につきましては、田2筆の面積それぞれ594㎡、962㎡、また、整理番号4番につきましては、田1筆の面積2,205㎡で、あわせて3,761㎡の宅地分譲（専用住宅）としての売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

報告第5号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申請件数1件、9筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意契約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、15ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和3年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

令和3年度前期分小松島農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。今回の除外申請件数は、6件、10筆です。

また、編入件数につきましては、1件、1筆です。

事務局（局長）

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。

この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されておりまして、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるとございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回のような意見照会による確認が行われまして、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。

順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書等が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

委員各位におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、7月12日（月）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は6名でございます。

除外については、整理番号1番、整理番号5番は栗本委員（2件2筆）、整理番号2番は森委員（1件2筆）、整理番号3番は谷崎賢二委員（1件1筆）、整理番号4番は豊田委員（1件4筆）、整理番号6番は増井委員（1件1筆）、

編入についての案件は、整理番号1番が舩越委員（1件1筆）でございます。

以上の皆さんは、担当委員としての意見のご記入とご提出をよろしくをお願いいたします。

説明については、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしくをお願いいたします。

以上で、「令和3年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

続きまして、「小松島市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正案について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

このたび中国四国農政局の方から、3月29日付け2経営第3397号をもって、幹旋事業実施要領の運用についての一部改正についてということで、県を通じて通知がありました。

この幹旋事業実施要領の運用に基づきまして、小松島市農地移動適正化幹旋細則を作成しておりますので、このたびは細則の一部改正ということになります。

今回の改正につきましては、県に確認いたしましたところ、様式についての押印欄の廃止のみということでした。

このたび議案書とともに郵送させていただきました、小松島市農地移動適正化あっせん基準細則に沿って少し簡単に説明させていただきます。

なお、参考までに国から示されました新旧対照表の方も添付させていただきました。

それでは基準細則（案）の別表第3の部分、3ページをお開けください。

様式が1号から13号までございますが、まず5ページの様式2号のあっせん申出書、これは申出者の氏名の押印欄が廃止となります。続きまして6ページ 様式3号の所有権移転あっせん申出書、申出者の氏名の部分が押印欄が廃止となります。

続きまして、7ページ様式4号のあっせん申出書 申出者の氏名が押印欄廃止、8ページから10ページ様式5号の選定調査 会長の押印欄が廃止となります。

続いて12ページ様式6号 農地移動適正化あっせん委員氏名通知書、会長の押印欄が廃止です。13ページ 様式7号の農用地等売買（貸借交換）あっせん開始通知書、こちらも会長の押印欄が廃止となります。

次に、14ページ様式8号 あっせん調書ですが、譲受等予定者氏名、あっせん委員氏名の押印欄が廃止となります。15ページ様式9号 あっせんてんまつ書、16ページ様式10号農用地等売買（貸借交換）あっせん結果報告書は、あっせん委員氏名の押印欄がそれぞれ廃止、17ページ様式11号 農用地等売買（貸借交換）あっせん終了通知書、会長の押印欄が廃止となります。次に、19ページ様式13号 農地移動適正化あっせん事業計画および事業実績報告については、会長の押印欄がそれぞれ廃止となります。

先日県の方から、国の通知が届きまして、昨年と同様に総会で諮りまして、承認後に県に認定をいただくかどうかを確認いたしましたところ、このたびは押印廃止という書式の軽微な変更であることから、総会で承認を得てから、そののち、このお示しさせていただいた様式で運用することでよいとの、県の農林水産政策課の方より回答をいただいております。

説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認めます。

それでは、事務局から報告のありましたとおり運用することとさせていただくこととなります。
以上で、「小松島市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正案について」を終わります。
続きまして、「農地等利用最適化の推進施策等に関する意見書案について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

先月の総会でも連絡させていただきましたとおり、7月29日（木）の総会終了後に、市長との意見交換会を行うことで、予定をさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症対策として、意見交換会は最大1時間とさせていただく予定でございます。
それでは、お配りしております次第（案）をご確認ください。

本日（案）としてお配りしておりますが、「農地等利用最適化の推進施策等に関する意見書」として、農業委員会全体の意見をとりまとめ、次第（案）の5番のところで市長に意見書を提出いたします。

このたび、市長に提出する意見書に盛り込む課題については、6月24日を締切といたしまして、委員の皆さんに提出をお願いいたしましたところ、たくさんの貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございます。

それでは意見書（案）をご確認ください。

1枚めくっていただきまして、農地等利用最適化の推進施策等に関する意見のページでございます。

内容といたしまして、まず最初に、農業委員会としての最大の業務である「1. 担い手への農地利用の集積・集約化について」をあげまして、（1）集積・集約化への最大の有効策であると思われまます「農地中間管理機構関連農地整備事業の継続について」といたしまして、未整備地区への積極的な周知と国や県への働きかけについての意見としております。

次に（2）では、岡崎推進委員さんからいただきました「農地整備事業後のドローン等を使用したスマート農業の推進」といったご意見を踏まえ、スマート農業の推進と経費の支援について触れております。

続きまして、普段から栗本副会長がおっしゃられていることですが「2. 担い手の確保・新規参入の促進について」といたしまして、（1）では、農業委員会としても課題となっております認定農業者の育成について、（2）では、新規就農者への補助制度について、（3）では新規就農者のサポート体制について、（4）では、江崎副会長、川瀬委員さんをはじめ、女性委員の皆さんからいただきました「農業用機械の操作講習会の開催」についてのご意見を踏まえ、操作技術指導についての意見とさせていただいております。

続きまして、青木会長が常々おっしゃられていることですが「3. 遊休農地の発生防止・解消について」といたしまして、（1）では、農地や担い手情報の共有と活用について、（2）では、農地回復施策の周知について、（3）では、金西委員さんからご意見をいただきました「土砂の堆積や雑草の繁茂等、農業用排水路の整備」についての意見とさせていただいております。

続いての4番につきましても、青木会長がおっしゃられております「女性活躍の推進について」といたしまして、（1）では、女性が働きやすい体制整備について、（2）では、女性が活躍しやすい環境整備についての意見となっております。

最後に、「5. その他について」といたしまして、（1）として、様々な視点からの支援についてといたしまして、婚活事業を例にあげ、農業施策からの視点だけではなく、多方面の視点から農業・農家への支援に努めるよう、意見をまとめさせていただいております。

以上、走り走りのご説明ではございますが、このような内容で、市長への意見書を提出したいと考えてお

ります。お配りいたしました意見書案の内容等につきましては、ご自宅に帰ってゆっくりご確認をいただきまして、変更や修正等、お気づきの点がございましたら、7月9日（金）までに、事務局の方までご連絡をお願いいたします。

なお、意見書の最終調整については、改めて総会等にお諮りすることが難しい状況でございますので、7月9日の事務局への連絡期間を過ぎましたら、委員の皆様の変更意見はないものと判断させていただきまして、この案より変更が必要な場合は、青木会長と最終版を調整のうえ決定したいと考えております。あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明等がありました。
何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認めます。
それでは「農地等利用最適化の推進施策等に関する意見書案」については、7月9日までに変更等の連絡がなければ、配付したとおりの意見書の内容とさせていただきます。変更等の連絡がある場合は、最終版の調整や決定は私と事務局の方でさせていただきたいと思っております。

これにより、次回7月29日の第13回総会后、市長との意見交換会時に、農業委員会としての意見書を提出することといたします。

委員皆さんの意見交換会へのご出席方、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、「農地等利用最適化の推進施策等に関する意見書案について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第12回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後 2 時 15 分

議事録署名委員

3番 錦野 新策

15番 船越 康博